

## 労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社友和（以下「甲」という。）と従業員代表 阿部純恵（以下「乙」という。）は、労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

### （対象となる派遣労働者の範囲）

- 第1条 本協定は、別表1に掲げる業務に従事する従業員（以下「対象従業員」という。）に適用する。
- 2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。
- 3 甲は、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

### （賃金の構成）

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、職務手当、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

### （賃金の決定方法）

- 第3条 対象従業員の基本給、賞与及び手当の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表1の「2」とおりとする。
- （1）比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は、令和5年8月29日付 職発 0829 第1号「令和6年度の「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第30条の4第1項第2号イに定める「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」等について」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額（時給換算）局長通達別添2」（厚生労働省）の小分類とする。
- （2）通勤手当については、基本給、賞与及び手当とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。
- （3）地域調整については、茨城県、福島県の複数の市区町村の派遣先において就業を行うことから、公共職業安定所管轄地域の指数を用いるものとする。

第4条 対象従業員の基本給、賞与及び手当は、次の各号に掲げる条件を満たした別表2のとおりとする。

- （1）別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること
- （2）別表2の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること
- Aランク：10年
- Bランク：3年
- Cランク：0年

2 甲は、第8条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1～3%の範囲で追加の手当を支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣従業員就業規則第27条に準じて、法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象従業員の退職手当は、別表1の2に定める額の5%の額を前払い退職金として支給する。

### （賃金の決定に当たっての評価）

- 第8条 基本給の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は派遣従業員就業規則第60条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、第4条第2項の追加の手当の範囲を決定する。
- 2 賞与の決定は、1年ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は派遣従業員就業規則60条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表2の備考1のとおり、賞与額を決定する。

### （賃金以外の待遇）

第9条 教育訓練（次条に定めるものを除く。）、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、就業規則第46条、第59条の規定を準用する。

### （教育訓練）

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員教育訓練実施計画」に従って、着実に実施する。

### （その他）

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

### （有効期間）

- 第12条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間とする。
- 2 本有効期間終了後に締結する労使協定についても、労使は、労使協定に定める協定対象派遣労働者の賃金の額を基礎として、協定対象派遣労働者の公正な待遇の確保について誠実に協議するものとする。

令和6年3月22日

甲) 株式会社友和 代表取締役 佐藤義一

乙) 従業員代表 阿部純恵

